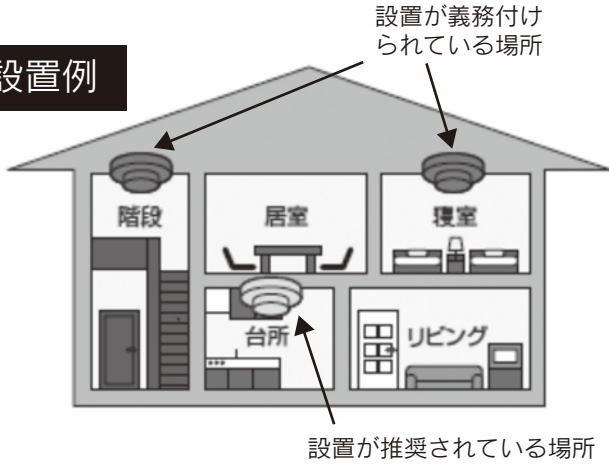


## 設置例



設置が義務付けられている場所

設置が推奨されている場所

大切な命と財産を守る  
「住宅用火災警報器」  
を正しく設置しましょう！



ピーピー  
火事です！



# 火の用心！

～ 佐渡市消防本部からのお知らせ ～



**事例1** 就寝中、住宅用火災警報器の音で目が覚め、風呂場付近から煙と炎が出ているのを発見。すぐに消火器で消火し、同時に消防署に通報した。家の一部が燃えたが、大事に至らずに済んだ事例。

**住宅用火災警報器で火災の早期発見を！**  
住宅火災による死亡原因の多くが逃げ遅れによるものです。火災を早く発見するために、住宅用火災警報器を設置しましょう。  
佐渡市内における、住宅用火災警報器の奏功事例をご紹介します。

**事例2** 台所のガスコンロの火に鍋をかけたまま、居間にいたところ、住宅用火災警報器の音に気付く。台所の鍋から煙があがっているのを発見。すぐに火を止め、ガスの元栓を閉めた。鍋を焦がすだけで済んだ事例。

**事例3** ガスコンロの火にフライパンをかけたまま外出し、通りかかった人が住宅用火災警報器の音に気付く。室内に煙が充満しているのを発見。すぐにガスコンロの火を消し、フライパンを屋外に運び出した。フライパンを焦がすだけで済んだ事例。

このほかにも住宅用火災警報器の効果が発揮された事例があり、いずれも大事に至らずに済んでいます。このように、住宅用火災警報器は火災の早期発見に大変有効です。火災はいつ起こるかわかりません。住宅用火災警報器の有効性を知り、正しい場所に取り付け、万が一に備えましょう。

**購入した住宅用火災警報器は設置してありますか？**

せっかく買った住宅用火災警報器も、取り付けなければその効果は発揮できません。取り付けはネジで止めるだけです。買ったままで置いてある住宅用火災警報器がありましたら、早めに正しい場所に取り付けるようお願いいたします。

### 住宅用火災警報器を

設置しなければならない場所

- ・ 寝室（出入口側の天井または天井付近の壁に取付け）
- ・ 階段（踊り場の天井または天井付近の壁に取付け）【寝室が2階にある場合のみ】

※台所、居間への設置義務はありませんが、火災の早期発見のため設置をお勧めします。

※3階建て住宅の設置場所については、お問い合わせください。

**平成23年の火災件数が大幅に減少しました！**

平成23年の佐渡市内の火災件数は29件で、昨年と比較して10件減少し、また、佐渡市合併以降最少となりました。建物火災も17件（うち住宅火災8件）と大幅に減少しており、住宅用火災警報器設置の効果が現れていると考えられます。

冬季は火災の発生が多くなります。火の取り扱いには十分ご注意ください。

### お問い合わせ

佐渡市消防本部予防課

☎ 51-0123